

番号	【保育の部】 I. 1)
項目	生活が困難な人も増えているので、給食費の無償化を検討して下さい。
<p>(回答)</p> <p>義務教育である小中学校と異なり、就学前の児童は保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、認可外保育施設など、多種多様な施設を利用しており、給食の提供状況については各施設で異なる状況です。また、昼食にかかる費用は、在宅で子育てされている場合もあり、そのような場合でも保護者が負担していることから、公平性の観点から本市における対応は困難な状況です。</p>	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（認可給付グループ） 電話：06-6208-8281

番号	【保育の部】 I. 2) ①
項目	各保育所・園への看護師の常駐化、一時保育事業の充実（補助金の増額、保育士の増員）、各園に、専門職員の配置を増やすなどして育児相談などの環境整備を早急に求めます。
<p>(回答)</p> <p>看護師配置については、従来から本市独自事業として0歳児9人以上在籍する保育施設を対象とした看護師等雇用費助成事業を実施してきましたが、一部の地域において0歳児の入所数の減少により0歳児が9人以上という要件を満たせなくなり、経営上、看護師の雇用継続を断念する施設が増加することが懸念されることから、事業を再構築し、令和4年度から、民間の保育所・認定こども園の全施設を対象に、看護師等の配置に必要な人件費を支援する「保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）」を行っております。なお、上限額は月額374,600円となっております。また、看護師配置については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、看護師配置の加算制度が創設されるよう国に対して要望しております。</p> <p>また、一時預かり事業の充実については、市内73か所（令和7年2月1日現在）で実施しており、ご利用はお住まいの区以外の実施施設でも可能となっております。事業の実施にあたりましては、児童福祉法施行規則第36条の35の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士等を配置しているところです。また、補助金については、国の要綱に定める補助基準額に本市独自の上乗せを行うとともに、令和6年度より、0歳児加算及び専任保育士配置加算、賃料補助金を創設し、補助を行っているところです。これら補助金の拡充は実施施設の安定運営に一定の効果をあげているものの、事業実施が困難となっている施設の増加に歯止めをかけるため、引き続き国に対して運営補助金の改善を要望するとともに、本市としましても既存施設の安定的運営に配慮した基準額や補助となるよう、検討してまいります。</p>	
担当	<p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（認可給付グループ） 電話：06-6208-8352</p> <p>こども青少年局 子育て支援部 管理課（子育て支援グループ） 電話：06-6208-8111</p>

番号	【保育の部】 I. 2) ②
項目	保育所園の給食について、安心安全な食材でアレルギーやハラール対応もできるよう食材費や人件費の補助をしてください。
<p>(回答)</p> <p>民間保育所においては、平成 27 年度より「アレルギー対応等栄養士配置事業」として、食物アレルギー対応給食ほか、栄養指導・栄養管理の取組を充実させ、食の分野における児童の安全確保と食育の推進を目的に、栄養士を雇用するための経費の一部を支援する制度を実施しております。さらに、栄養士の加配については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、栄養管理加算の単価引き上げについて国に対して要望しております。</p> <p>また、公立保育所の食材については、衛生的で信頼のおける納入業者より、日常的に良質な食材が納入されており、年度ごとに納入業者と、各保育所に在籍する児童の食物アレルギーの食材について情報共有し、確認を行っております。食物アレルギーの対応については、除去する食材の種類や程度も一人一人異なることから、保護者から医師が記入した生活管理指導表の提出を受け、医師の指示のもと対応を行っております。また、令和 3 年 10 月より可能な限り三大アレルゲンの除去を考慮した献立に切り替えるなど、安全・安心な食の提供に取り組んでいるところです。ハラールなど宗教食の対応については、それぞれの宗教、宗派、個人により、喫食できない食材が異なることから、除去や代替の対応は行っておりませんが、保護者との話し合いのもと、献立の中でも喫食が可能な場合には給食提供を行っております。今後とも、常に児童の安全を最優先とした食事提供に努めてまいります。</p>	
担当	<p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 (認可給付グループ) 電話：06-6208-8352</p> <p>こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 (運営グループ) 電話：06-6684-9218</p>

番号	【保育の部】 I. 3)
項目	<p>西淀川区内の入所園児で同じ保育所に入れていない園児は何人いますか？ その状況に対して同じ保育所に入れるよう対策をして下さい。(箕面市は置き去り対策として兄弟同じ保育所に入所できるよう、対策をしている。)</p>
<p>(回答)</p> <p>令和7年度一斉入所1次調整において、きょうだい別々の園に通園しており同園にするための申請があった人数は18人、そのうち4月から同園に内定したものが11人、別園のままであるものが7人です。</p> <p>大阪市では、きょうだいが利用中の保育施設等の利用を希望される場合は、大阪市保育施設等利用調整に関する事務取扱要綱に基づき7点もしくは10点の加点を行っております。</p> <p>また、きょうだいが同じ保育施設等を利用するための転園希望については、転園申請の際の減点対象外とするなど、配慮を行っております。</p> <p>区役所では、お申し出がありました際には、丁寧な聞き取りと分かりやすい制度説明に努めております。</p>	
担当	西淀川区役所 保健福祉課 (こども福祉グループ) 電話：06-6478-9951

番号	【保育の部】 I. 4)
項目	区内での各施設の定員割れの状況をお教えてください。
(回答) 直近の令和7年3月時点についての各施設空き状況としては別紙のとおりになります。	
担当	西淀川区役所 保健福祉課 (こども福祉グループ) 電話 : 06-6478-9951

令和6年度末（令和7年3月）

	施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
私立	青空保育園	0	0	0	0	0	0
公立	柏里保育所	0	0	0	0	3	4
公設民営	姫里保育所	0	0	0	0	0	0
公立	姫島保育所	0	0	0	0	0	6
私立	みどり保育園	0	0	0	0	0	0
私立	聖花保育園	0	0	0	0	0	0
私立	よどこ保育園	0	1	0	0	0	0
私立	レイモンドみてしま保育園	0	0	2	/	/	/
私立	みさき佃保育園	0	0	0	0	0	0
私立	香簗保育園	0	0	0	0	0	0
私立	レイモンド西淀保育園	0	0	0	0	0	0
私立	トレジャーキッズひめさと保育園	0	0	0	0	0	0
私立	ソフィア歌島保育園	0	0	0	0	0	0
私立	野里保育園	0	0	0	0	0	0
私立	キッズコート大和田保育園	0	0	0	0	0	0
私立	ブライト保育園 大阪歌島	0	0	0	0	1	0
公設民営	佃保育所	0	0	0	0	0	2
私立	たからのざと保育園	0	0	0	0	0	0
私立	かしわざとさくら園	0	0	0	0	2	0
私立	かしわざとさくら園 【期間限定保育】	/	1	/	/	/	/
地域型	きららかしわざと保育園	0	0	0	/	/	/
地域型	きららのざと保育園	0	0	0	/	/	/
地域型	たから保育園にしよルーム	0	0	0	/	/	/
地域型	ぬくもりのおうち保育 ちぶね園	0	0	0	/	/	/
地域型	くじら保育園 姫島園	0	1	0	/	/	/
地域型	パビーランドさくら園	1	0	0	/	/	/
地域型	姫島サンフレンズ保育園	0	0	0	/	/	/
認可	光の園たんぼぼ保育園 光の園幼稚園（2・3号認定）	0	0	0	0	0	0
認可	御幣島幼稚園 （2・3号認定）	0	0	0	0	0	0
認可	たからこども園 （2・3号認定）	0	0	0	0	0	0

【保育の部】

I. 4)

回答別紙2

番号	【保育の部】 I. 5)
項目	市で行っている乳幼児健康診査(1歳6か月児健康診査など)において、早期の発達相談や発達診断につなげられるように丁寧な診査をお願いします
<p>(回答)</p> <p>本市では、医師・歯科医師・保健師・栄養士・心理相談員等、多職種による診察・相談により、総合的な健康診査を実施しています。引き続き、疾病や発達障がい等の早期発見・早期支援に努めて参ります。</p>	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課 (母子保健グループ) 電話：06-6208-9967

番号	【学童保育の部】 I. 1)、2)
項目	<p>1) 補助金や障害児加算金の大幅増額、家賃補助の実施、放課後支援員等処遇改善事業の活用で、環境整備の補助、保護者負担を軽減し、指導員の安定雇用と身分保障を図るよう働きかけて下さい。</p> <p>2) いきいき事業との一体化・一体型はせず、地域の学童保育と連携し事業を行って下さい。</p>
<p>(回答)</p> <p>1)</p> <p>本市では、昭和44年以来、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生（留守家庭児童）を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営の取り組みに対する補助金の交付を行う「留守家庭児童対策事業」を実施しております。</p> <p>本市における放課後児童施策は市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しています。</p> <p>平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、本市でも国の基準に合わせて留守家庭児童対策事業補助金の運営費や開設時間延長加算、開設日数加算を行い、障がい児受入推進加算補助金等を含め、補助金交付基準の引き上げを行っております。</p> <p>賃借料補助の経費については、既に大阪市留守家庭児童対策事業の運営費補助金の対象経費に含まれております。</p> <p>また、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の定着を図り、安定的・継続的な保育による質の向上及び児童の安全・安心な居場所を確保することを目的に「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、賃上げ効果が継続されることを前提として、収入を3%程度引き上げるための費用の補助として「放課後児童支援員等処遇改善事業」を実施しています。加えて、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設し、補助を行っております。</p>	

2)

国が策定した「放課後児童対策パッケージ」において、小学校内で放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を行う校内交流型を促進しており、本市では、児童いきいき放課後事業の運営管理事業者の選定にあたっては、それぞれの地域ニーズに応じたサービスが提供できるよう実施主体について公募を行っております。

担当

こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業グループ）
電話：06-6684-9573・9559

番号	【学童保育の部】Ⅱ.
項目	西淀川区役所として、地域にある子どもの福祉施設としての学童保育所が充実、周知されるよ引き続き窓口での対応を行っていただくと共に、区のホームページや子育てマップへの掲載も引き続き行って下さい。
<p>(回答)</p> <p>大阪市のホームページにおいて留守家庭児童対策事業 実施場所一覧及び各種要綱等を掲載し、また概要や施設一覧について掲載したリーフレット「小学生の放課後」を窓口配架しています。</p> <p>また、当区のホームページにおいては区内子育て支援施設として子ども・子育て支援連絡会に参加された学童保育所についてご紹介しています。</p> <p>加えて子育て情報マップに「西淀川学童保育所」の案内を掲載するとともに当区の子育て応援サイト「にしよどこそだてほっとえーる」にはデジタルマップを掲載しています。</p>	
担当	西淀川区役所 保健福祉課（こども福祉グループ） 電話：06-6478-9951

番号	【保育・学童保育共通の部】 1.1)
項目	公園について利用しやすい憩いの場になるように配慮してください。(公園に設置されているトイレについて安心して使用できるように清掃・管理を行ってください。)
<p>(回答)</p> <p>各公園のトイレ清掃については、概ね週2回取り組んでおります。引き続き、公園愛護会等の皆さまにもご協力いただきながら、安全、快適な公園管理に取り組んでまいります。</p>	
担当	建設局北部方面管理事務所十三公園事務所 電話：06-6309-0008

番号	【保育・学童保育共通の部】 I. 2)
項目	<p>佃南小学校の跡地について、土壌汚染の処理や跡地処分などその後の計画に進展等があれば聞かせてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>当該地につきましては、現状有姿での貸付け、または、建物の解体撤去条件を付して貸付けすることを想定しています。その土地利用の検討に向けたマーケティングリサーチを実施しており、その結果については、大阪市ホームページで公表します。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 総務部 施設整備課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9084</p>

番号	【保育・学童保育共通の部】 I. 3)
項目	雨の日でも安心して遊べる施設を開放してください→ <u>雨の日に自由に利用できる、子どもたちが遊べる施設や高架下の公園等があればと思います。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>高架下の空間は、公園のほか、駐車場、駐輪場など、地域のニーズや課題を踏まえ様々な用途で活用されているため、本市が新たに都市公園を整備する計画は現時点ではございません。</p> <p>高架下以外の場所においては、今後も都市公園の配置状況等を踏まえながら、子どもを含めだれもが安全・安心に利用できる場として、ニーズの多様化に対応した都市公園の整備（新設及びリニューアル）を順次進めてまいります。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 調整課 電話： 06-6615-6600

番号	【保育・学童保育共通の部】 I. 3)
項目	雨の日でも安心して遊べる施設を開放してください→雨の日に自由に利用できる、子どもたちが遊べる施設や高架下の公園等があればと思います。
<p>(回答)</p> <p>本市では、次代を担う子どもの健やかな育成を図ることなどを目的に、各区で子ども・子育てプラザを運営しており、在宅子育て家庭や地域の子育て活動を支援するほか、自由な遊び場の提供なども実施しています。</p> <p>子ども・子育てプラザは屋内施設のため、雨の日でも安心してご利用いただけます。</p>	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課 (子育て支援グループ) 電話：06-6208-8112

番号	【保育・学童保育共通の部】 I. 4)
項目	<p>図書館について小さい子どもが靴を脱いで座って見られるスペースを広げてください。また、学童保育所等の団体で利用する際には他の方々に配慮し多目的室が利用できるよう開放してください。→例えば学童のような団体で利用する場合、大人数になり他の方々のご迷惑になる場合もあるかと思うので、多目的室の利用をさせてもらえるとありがたいです。</p>
	<p>(回答)</p> <p>各区の市立図書館においてはこどもの本コーナーを設け、各館の状況により、子ども用の閲覧席や、靴をぬいでくつろげる絵本コーナーなど、子どもたちが館内で読書を楽しめるスペースを設けています。</p> <p>西淀川図書館では、こどものための図書コーナーのうち、えほんコーナーの一面にマットを設置して、親子で床に座って絵本に親しめるスペースを設けています。</p> <p>スペースの拡張については現状において難しい点がございしますが、えほんコーナーを含むこどものための図書コーナーは、比較的広く確保しており、大人のための図書コーナーと距離を離し、声が響きにくいように配置していますので、団体やグループでもご利用いただけます。</p> <p>多目的室については、現在、赤ちゃんから楽しめる絵本の読み聞かせ会など図書館内の催しや会議等に使用しております。安全管理上の課題もあることから、いただいたご意見につきましては今後の参考にさせていただきます。</p>
担当	教育委員会 中央図書館 利用サービス担当（地域サービスグループ）電話：06-6539

番号	【保育・学童保育共通の部】 I. 4) (ア)
項目	北之町公園及び <u>公園周辺の歩道や車道を含む雑草の処理を定期的に行って下さい。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>環境局では定期的に道路清掃を実施しており、「清潔で美しいまちづくり」を実現するためには、行政や地域・事業者等が一体となって取り組むことが重要であると考えております。ご指摘をいただきました北之町公園周辺の歩道や車道については、定期的な巡視を行っておりますが、今回改めて現地確認を行ったところ、雑草は確認できませんでした。引き続き、定期的に巡視を行うとともに、地域・事業者等とも連携しながら、まちの美化に努めてまいります。</p>	
担当	環境局 事業部 事業管理課 電話：06-6630-3245

番号	【保育・学童保育共通の部】 I. 4) (ア)
項目	<u>北之町公園及び公園周辺の歩道や車道を含む雑草の処理を行ってください。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>北之町公園をはじめ、本市の身近な公園における除草については、概ね年2回、雑草の茂り具合や公園の利用状況などを勘案しながら、取り組んでおります。引き続き、効果的な作業範囲や時期の選定に努め、公園愛護会の皆さまにもご協力いただきながら、安全、快適な公園管理に取り組んでまいります。</p>	
担当	建設局 北部方面管理事務所 十三公園事務所 電話：06-6309-0008

番号	【保育・学童保育共通の部】 I. 5)
項目	区内で病児保育に対応できる施設の状況を教えてください。
<p>(回答)</p> <p>病児・病後児保育につきましては、病気の回復期に至らないお子さんをお預かりする病児保育を 19 ヲ所 (うち 1 ヲ所休止中)、病気の回復期のお子さんをお預かりする病後児保育を 17 ヲ所 (うち 2 ヲ所休止中)、計 36 ヲ所 (令和 7 年 2 月現在) で病児・病後児保育事業を実施しております。</p> <p>西淀川区内には本市の病児・病後児保育施設はございませんが、大阪市内にお住まいの方であれば、大阪市内のいずれの実施施設もご利用いただくことができます。</p>	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課 (子育て支援グループ) 電話 : 06-6208-8111

番号	【保育・学童保育共通の部】Ⅱ. 1)
項目	<p>区内の公道が安心安全に使えるよう整備や対策をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出来島西歩道橋のタイルが雨が降ると滑りやすく危険。 ・御幣島のスーパーマルハチ前の歩道について、木の根っこで道路が盛り上がり通行に危険がともないかねません。自然に配慮しつつ道路の整備を行ってください。 ・淀川通り（歌島3丁目あたり）の歩道について、自転車道路の色分けやマークが薄く見分けのつかない箇所があります。整備を行ってください。
	<p>(回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道橋のタイル撤去及び舗装改修工事について、令和7年春ごろに施工を予定しております。 ・街路樹の根上りが原因ですので、樹木の日常の維持管理を行っております十三公園事務所と連携し対応させていただきます。 ・近年、歩行者と自転車の事故が増していることから、歩行者の安全を第一に、平成28年7月に策定した「大阪市自転車通行環境計画」に基づき、自転車の車道通行を基本とした環境整備を進めています。 <p>つきましては、歩道上の自転車のシール（マーク）については、現在、標示しない方針となっておりますので、シール（マーク）の復旧は予定しておりません。また、色が薄くなっている箇所については、今後復旧を検討してまいります。</p> <p>なお、自転車横断帯については、警察所管となるため市政外となります。</p>
担当	建設局 北部方面管理事務所 十三工営所 電話：06-6306-1881

番号	【保育・学童保育共通の部】Ⅱ. 2)
項目	がんばれ学童保育所の前道路について逆走やスピード違反が多く危険です。交通事故防止のため減速ゾーンや逆走禁止の表示を行うなどの対策を行ってください。
西淀川警察署に移ちようずみ	